第二条第一項中「前条」を「第一条」に改める。

第三条第一項中「豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣つている産業等の基礎条件の改善に関する施策（以下「豪雪地帯対策」という。）」を「豪雪地帯対策」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進）

第六条の二　国及び地方公共団体は、基本計画及び道府県計画を定めるに当たつては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性を踏まえた地震、津波等に係る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする。

第十一条を次のように改める。

（財政上の措置等）

第十一条　国は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第十三条の二を第十三条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（命綱固定アンカーの設置の促進等）

第十三条の二の二　国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止するため、既存の住宅等への命綱固定アンカー（命綱（転落を防止するために人が装着する墜落制止用器具に接続するロープをいう。以下この条において同じ。）の一端を固定するために建築物の屋根に堅固に固定された金具その他これに類する設備をいう。）の設置の促進及び命綱等の除排雪の安全を確保するための装備の普及が図られるよう適切な配慮をするものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

（幹線道路の交通の確保）

第十三条の二　国及び地方公共団体は、短期間に集中的な降雪が生じた場合においても豪雪地帯における幹線道路の交通が確保されるよう、幹線道路に係る除排雪の体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十三条の四の次に次の二条を加える。

（地域における除排雪の安全確保等）

第十三条の四の二　国は、地域における持続可能な除排雪の体制の整備の促進その他地域における除排雪の安全を確保するための取組であつて豪雪地帯に係る地方公共団体が実施するものについて、当該地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

（克雪に関する技術の開発及び普及）

第十三条の四の三　国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止する等のため、克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

第十三条の六中「雪を資源として活用するための」を削る。

第十四条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項及び第三項中「平成三十三年度」を「令和十三年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

2　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の表豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十五条第一項の項中「平成三十三年度」を「令和十三年度」に改める。

総務大臣　金子　恭之
農林水産大臣　金子原二郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

土地改良法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第九号

土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条」を「第七十五条」に、「第五款　土地改良区連合（第七十七条―第八十四条）」を「第五款　土地改良区の組織変更
　第一目　一般社団法人への組織変更（第七十六条―第七十六条の十）
　第二目　認可地縁団体への組織変更（第七十六条の十一―第七十六条の十六）
　第六款　土地改良区連合（第七十七条―第八十四条）」に、「第百十一条の二十三」を「第百十一条の二十八」に、「第百三十六条の四」を「第百三十六条の五」に、「第百四十五条」を「第百四十六条」に改める。

第二十九条の二第三項中「第百四十三条第九号において」を「以下」に改める。

第八十三条（見出しを含む。）中「合併」を「合併又は組織変更」に改める。

第二章第一節中第五款を第六款とし、第七十五条の次に次の款名及び目名を付する。

第五款　土地改良区の組織変更

第一目　一般社団法人への組織変更

第七十六条を次のように改める。

（組織変更）

第七十六条　土地改良施設（土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案して土地改良区がその管理を行うことが必要なものとして農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設を除く。）の管理を行う土地改良区（土地改良施設の管理以外の土地改良事業を併せ行うものを除く。以下「施設管理土地改良区」という。）は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。ただし、施設管理土地改良区が行政不服審査法の規定によりされた審査請求につき裁決をしていないときは、この限りでない。

第七十六条の次に次の九条及び一目を加える。

（組織変更計画の承認等）

第七十六条の二　施設管理土地改良区は、前条の規定による組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2　前項の議決をする場合には、第三十三条に規定する議決によらなければならない。

3　第一項の総会の招集に対する第二十八条の規定の適用については、同条中「及び目的」とあるのは「、目的及び組織変更計画の要領」と、同条第一項中「五日前」とあるのは「二週間前」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。